共通資料04

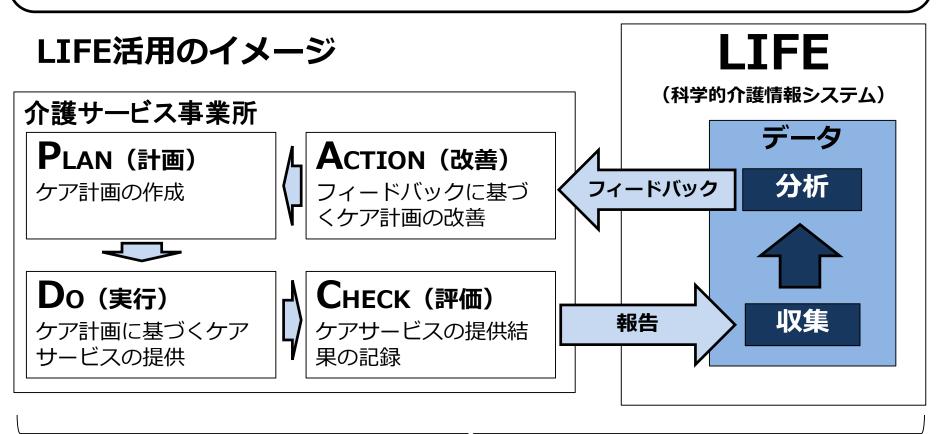
科学的介護情報システム"LIFE"について



LIFEの運用が開始された経緯・活用イメージ

介護保険制度は高齢者の尊厳保持と自立した日常生活の支援に重点を置いていますが、今回 科学的な根拠に基づいたケアという視点が強化されました。

そこで、介護サービス事業所から利用者のケアの情報を収集し、情報を分析、さらにその結果をフィードバックすることで、より効率的かつ質の高いケアの提供を目指すシステム"LIFE"が導入されました。



LIFEが要件となっている加算一覧表①

LIFEの活用を促進するため、令和3年度介護報酬改定では、下記の加算について、LIFEに情報提供を行っていることが要件とされました。

LIFEが要件となっている加算(施設サービス)

	(Ⅰ),(Ⅱ)科学的介護推進体制加算	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	(Ⅱ) A D L 維持等加算(Ⅰ),	ジメント計画書情報加算リハビリテ―ションマネ	言語聴覚療法に係る加算理学療法,作業療法及び	(Ⅰ) _(Ⅱ) 褥瘡マネジメント加算	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	、(Ⅱ)排せつ支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	自立支援促進加算	整加算 (Ⅱ)かかりつけ医連携薬剤調	薬剤管理指導	算業をジメント強化加栄養マネジメント強化加	口腔衛生管理加算(Ⅱ)
介護老人福祉 施設	0	0	0			0		0	0			0	\circ
介護老人保健 施設	0			0		0		0	0	0		0	\circ
介護医療院	0				0		\circ	0	0		0	0	\bigcirc

LIFEが要件となっている加算一覧表②

LIFEの活用を促進するため、令和3年度介護報酬改定では、下記の加算について、LIFEに情報提供を行っていることが要件とされました。

LIFEが要件となっている加算(居宅サービス)

	科学的介護 推進体制加 算	個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	ADL維持等加算 (I),(Ⅱ)	リハビリテー ションマネジメ ント加算 (A)ロ, (B)ロ	栄養アセス メント加算	口腔機能向 上加算(Ⅱ)
通所介護	0	0	0		0	0
(予防)特 定施設入居 者生活介護	0	0	○ (予防を除く)			
(予防)通 所リハビリ テーション	0			○ (予防を除く)	0	0
(予防)訪 問リハビリ テーション				○ (予防を除く)		

LIFEへの情報提供

LIFEへの情報提供のタイミングや頻度,提出する情報の内容は,加算毎にそれぞれ異なっています。

そのため,加算を算定するにあたっては,それぞれの L I F E への情報提供の方法について 把握しておく必要があります。

LIFEが要件となっている加算

- 1. 科学的介護推進体制加算
- 2. 個別機能訓練加算(Ⅱ)
- 3. ADL維持等加算(I), (Ⅱ)
- **4. リハビリテーションマネジメント加算(A)口及び(B)口**
- 5. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算
- 6. 理学療法,作業療法及び言語聴覚療法に係る加算
- 7. 褥瘡マネジメント加算
- 8. 褥瘡対策指導管理(Ⅱ)
- 9. 排せつ支援加算
- 10. 自立支援促進加算
- 11. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)
- 12. 薬剤管理指導の注2の加算
- 13. 栄養マネジメント強化加算
- 14. 栄養アセスメント加算
- 15. 口腔衛生管理加算
- 16. 口腔機能向上加算(Ⅱ)

1. 科学的介護推進体制加算(その1)

	情報提出頻度	提出情報
科学的介護推進体制加算(居宅サービス)	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日までに算定開始時の情報を1度 ②加算算定を開始使用とする月の翌月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までにサービス利用開始時の情報を1度 ③①②の月の他に少なくとも6月毎に前回提出時以上の情報を1度 ④サービスの利用を終了する月の翌月の10日までに利用終了時の情報を1度	【必須】 別紙様式 1 ①評価日 ②前回評価日 ③障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度 ④総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。) ⑤口腔・栄養 ⑥認知症(必須項目に限る) 【任意】 ⑦総論(既往歴服薬情報及び同居家族等に限る。) ⑧認知症(任意項目に限る。)

1. 科学的介護推進体制加算(その2)

	情報提出頻度	提出情報
科学的介護推進体制加算(I)(施設サービス)	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日までに算定開始時の情報を1度 ②加算算定を開始しようとする月の翌月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までにサービス利用開始時の情報を1度 ③①②の月の他に少なくとも6月毎に前回提出時以降の情報を1度 ④サービスの利用を終了する月の翌月の10日までに利用終了時の情報を1度	【必須】 別紙様式 2 ①評価日 ②前回評価日 ③障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度 ④総論(ADLに限る。) ⑤口腔・栄養 ⑥認知症(必須項目に限る) 【任意】 ⑦総論(既往歴,服薬情報,同居家族等及び在宅復帰の有無等に限る) ⑧認知症(任意項目に限る)

1. 科学的介護推進体制加算(その3)

	情報提出頻度	提出情報
科学的介護推進体制加算 (II) (介護老人福祉施 設サービス)	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日まで に算定開始時の情報を1度 ②加算算定を開始しようとする月の翌 月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までにサービス利用開始時の情報を1度 ③①②の月の他に少なくとも6月毎に 前回提出時以降の情報を1度 ④サービスの利用を終了する月の翌月 の10日までに利用終了時の情報を1度	【必須】 別紙様式 2 ①評価日 ②前回評価日 ③障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度 ④総論(ADL等,既往歴及び同居家族等に限る。) ⑤口腔・栄養 ⑥認知症(必須項目に限る) 【任意】 ⑦総論(服薬情報及び在宅復帰の有無等に限る) ⑧認知症(任意項目に限る)
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)(介護老人保健施 設サービス・介護医療院 サービス)	同上	【必須】 別紙様式 2 上記①~⑥ 【任意】 ⑦総論(在宅復帰の有無等に限る) ⑧認知症(任意項目に限る)

2. 個別機能訓練加算(Ⅱ), 3. ADL維持等加算(Ⅰ), (Ⅱ)

	情報提出頻度	提出情報
個別機能訓練加算(Ⅱ)	①新規に個別機能訓練計画の作成を行った場合 →計画を作成した日が属する月の翌月10日までに作成時における情報を1度 ②個別機能訓練計画の変更を行った場合 →計画を変更した日が属する月の翌月10日までに変更時における情報を1度 ③①②の月の他に少なくとも3月毎に前回提出時以降の情報を1度	【必須】 別紙様式3-2 ①評価日 ②職種 ③ADL ④IADL ⑤起居動作 別紙様式3-3 ⑥作成日 ⑦前回作成日 ⑧ 初回作成日 ⑨障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度 ⑩健康常態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態に限る) ⑪個別訓練の目標 ⑫個別機能訓練項目(プログラムの内容,留意点,頻度及び時間に限る。)
ADL維持等加算(I), (II)	①評価対象利用開始の翌月の10日までに1度 ②評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月の10日までに1度	・利用者全員のADL値 ※左記②の情報提供時に、サービス利用がない者 については、サービス利用があった最終月の情報 を提出する。

4. リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ及び(B) ロ, 5. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算, 6. 理学療法,作業療法及び言語聴覚療法に係る加算

算毎に異なっているた	め, 汪怠か必要です。	
	情報提出頻度	提出情報
リハビリテーションマネ ジメント加算(A)ロ及 び(B)ロ	①新規にリハビリテーション計画の作成を行った場合 →計画を作成した日が属する月の翌月10日までに計画作成時の情報を1度 ②計画の変更を行った場合 →計画を変更した日が属する月の翌月10日までに計画変更時の情報を1度 ③①②の月の他に少なくとも3月毎に前回提出時以降の情報を1度	【必須】 別紙様式2-2-1及び2-2-2 ①計画作成日 ②担当職種 ③健康状態,経過(原因疾病及び合併疾患・コントロール状態に限る) ④日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判断基準 ⑤心身機能・構造 ⑥活動(基本動作,活動範囲等) ⑦活動(ADL) ⑧リハビリテーションの短期目標(今後3ヶ月) ⑨リハビリテーションの長期目標 ⑩リハビリテーションの終了目安 ⑪ソハビリテーションの終了目安 ⑪オ会参加の状況 ②活動(IADL) ⑬リハビリテーションサービス(目標,担当職種,具体的支援内容,頻度及び時間に限る)
リハビリテーションマネ ジメント計画書情報加算	同上	上記①~⑪及び⑬
理学療法,作業療法及び 言語聴覚療法に係る加算	同上	上記①~⑪及び⑬

7. 褥瘡マネジメント加算,

8. 褥瘡対策管理指導(Ⅱ)

	情報提出頻度	提出情報
褥瘡マネジメント加算	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日までに利用開始時又は施設入所時の情報を1度 ②加算算定を開始使用とする月の翌月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までに利用開始時の情報を1度 ③褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属でいる月の翌月の10日までに対ける場合ではあるりに発表では、評価は少なする月の10日までに対している。	【全員】 別紙様式5 ①評価日 ②計画作成日 ③褥瘡の有無 ④危険因子の評価 【褥瘡がある利用者等】 ⑤褥瘡の状態の評価
褥瘡対策管理指導(Ⅱ)	褥瘡対策管理指導 (I) を算定 する入所者毎に上記①~③の頻 度で行う。	【必須】 別紙様式3 上記①~④

9. 排せつ支援加算, 10. 自立支援促進加算

	情報提出頻度	提出情報
排せつ支援加算	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日までに利用開始時又は施設入所時の情報を1度 ②加算算定を開始使用とする月の翌月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までに利用開始時の情報を1度 ③評価を行った日の属する月の翌月の10日までに評価時の情報を1度(評価は少なくとも3月に1回以上行う必要がある)	【全員】 別紙様式 6 ①評価日 ②計画作成日 ③排せつの状態及び今後の見込み ④排せつの状態に関する支援の必要性
自立支援加算	同上	【全員】 別紙様式7 ①評価日 ②計画作成日 ③現状の評価と支援計画実施による改善の可能性 ④支援実績

11. かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 12. 薬剤管理指導の注2の加算

	情報提出頻度	提出情報
かかりつけ医連携薬剤 調整加算(II)	①施設に入所した日が属する月の翌月10日までに、入所時の情報を1度 ②処方内容に変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、変更時の情報を1度 ③①②の他に、前回提出時以降の情報を少なくとも3月に1度 ④施設を退所する日の属する月の翌月10日までに退所時の情報を1度	【入所期間が3月以上と見込まれる入居者】 別紙様式9 ①傷病名 ②処方薬剤名 ③変更・減薬・減量の別 ④変更・減薬・減量理由 ※③④については,処方内容に変更が生じた場合のみ提出する。
薬剤管理指導の注2の加算	①加算算定を開始しようとする月において既にサービスを利用している者 →加算算定開始月の翌月の10日までに,算定開始時点における情報と入所時の情報を1度 ②加算算定を開始しようとする月の翌月以降にサービス利用を開始した者 →サービス利用開始月の翌月の10日までに,入所時の情報を1度 ③処方内容に変更が生じた日の属する月の翌月10日まで変更時の情報を1度 ④①~③の他に,前回提出時以降における情報を少なくとも3月に1度	【全員】 別紙様式9 ①傷病名 ②処方薬剤名 ③変更・減薬・減量の別 ④変更・減薬・減量理由 ※③④については,処方内容に変更が生じた場合のみ提出する。

13. 栄養マネジメント強化加算, 14. 栄養アセスメント加算

	情報提出頻度	提出情報
栄養マネジメント強化加算	①新規に栄養マネジメント計画の作成を行った場合 →計画を作成した日が属する月の翌月10日までに、作成時の情報を1度 ②栄養マネジメント計画の変更を行った場合 →計画を変更した日が属する月の翌月10日までに、変更時の情報を1度 ③①②の月の他に、前回提出時以降の情報を少なくとも3月毎に1度	【全員】 別紙様式 4 - 1 ①実施日 ②低栄養状態のリスクレベル ③低栄養状態のリスク(状況) ④食生活状況等 ⑤多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題) ⑥総合評価 ⑦計画変更 【経口維持加算(I)又は(II)を算定している入所者】 ①~⑦に加えて,下記⑧~⑩ ⑧摂食・嚥下の課題 ⑨食事の観察 ⑩多職種会議
栄養アセスメント加算	①栄養アセスメントを行った日の属する月の翌月10日までに、アセスメント実施時の情報を1度 ②①の月の他に、前回提出時以降の情報を少なくとも3月毎に1度	【全員】 別紙様式5-1 上記①~⑥ ※④⑤については,事業所で把握出来ない情報は 提出を求めない。

15. 口腔衛生管理加算(Ⅱ), 16. 口腔機能向上加算(Ⅱ)

	情報提出頻度	提出情報
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	①新規に口腔衛生等の管理に係る計画の作成を行った場合 →計画を作成した日が属する月の翌月10日までに,作成時の情報を1度 ②計画の変更を行った場合 →計画を変更した日が属する月の翌月10日までに,変更時の情報を1度 ③①②の月の他に,前回提出時以降の情報を少なくとも3月毎に1度	【必須】 別紙様式3 ①要介護度・病名等 ②かかりつけ歯科医 ③入れ歯の使用 ④食形態 ⑤誤嚥性肺炎の発症・罹患 ⑥口腔に関する問題点(スクリーニング) ⑦口腔衛生の管理内容(アセンスメント)(実施目標,実施内容及び実施頻度に限る) ⑧歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容
口腔機能向上加算(Ⅱ)	①新規に口腔機能改善管理指導計画の作成を行った場合 →計画を作成した日が属する月の翌月10日までに,作成時の情報を1度 ②計画の変更を行った場合 →計画を変更した日が属する月の翌月10日までに,変更時の情報を1度 ③①②の月の他に,前回提出時以降の情報を少なくとも3月毎に1度	【必須】 別紙様式8 ①かかりつけ医 ②入れ歯の使用 ③食形態等 ④誤嚥性肺炎の発症・罹患 ⑤スクリーニング,アセスメント,モニタリング ⑥口腔機能改善管理計画 ⑦実施記録